

町営若者住宅入居者募集要項

はじめに ～ 奥多摩町では、少子高齢化などにより、人口減少が進んでおり、人口の流出防止と若年夫婦世帯などを対象とした転入人口の増加を図るために、様々な少子化・定住化対策を展開しています。

今回、募集する町営若者住宅は、都市部に比べて坂が多く、造成を含めた建設費が嵩むなか、定住化対策の一環として、若い方々に住んでいただけるよう、一般的な住宅よりも低額な家賃設定としています。

また、この住宅は、将来、ご自分の住宅を取得し、町に永住していただくための第一歩になれば、と考えています。皆様には、これらの趣旨をご理解いただいた上で申し込みされますようお願いいたします。

なお、この住宅の申し込み資格については、いろいろな条件があります。ご自身に資格があるかどうかよく確かめてください。たとえば、収入が一定の基準に満たないなど資格の無い方が、たとえ申し込まれても、資格審査もしくは実態調査で失格となり入居できません。

また、申し込まれた書類等はお返しいたしませんので、ご承知おきください。

1 申し込み資格（次の（１）～（１０）の要件全部に該当する方に限られます。）

（１）公募時現在、申し込み者本人が奥多摩町内に居住している方、または、奥多摩町所在の勤務場所に正規に雇用され、勤務している方。もしくは、住宅使用により奥多摩町に確実に住民登録できる方。

（２）次のいずれかに該当する方

① 入居申込時における世帯主の年齢が４０歳以下の夫婦。

（夫婦については婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の状況にある方、その他婚姻の予定者を含む。）

② 入居申込時における世帯主の年齢が５０歳以下の方で子ども（中学生以下の方）がいる世帯。

③ 入居申込時における年齢が３５歳以下の方。（単身者 利用可）※ ただし、大丹波南平のみ

（３）収入月額（同居親族に収入がある場合は合算）が１０万円以上であること。

※収入月額の算出方法

所得額－（３８０，０００円×同居・扶養者数）－特別控除額

１２

※特別控除とは、主に障害者控除やひとり親控除などとなります。

（４）自家所有者（同居親族、同居人も含む）は、原則として申し込むことが出来ません。

（５）申込者、同居親族並びに同居人が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

（６）住民税等について滞納がない方。

（７）入居時期が令和７年１２月上旬以降となるため、令和７年１２月に確実に入居できる方。

（８）入居を開始したときは、所在地の自治会に加入し自治会の活動をはじめ、地域活動へ積極的に参加できる方。

（９）奥多摩町消防団への参加（入団・協力）できる方。

（１０）定住化対策事業を重点事業としているため、町から依頼する取材やＰＲなどご協力をいただきます。

2 申し込み上のご注意

- (1) 申し込みは1世帯につき1通とします。
- (2) 申込書に記入漏れ、虚偽の記入、不統一な記入がありますと不利な取り扱いを受けることがあります。
- (3) 申し込み後の同居親族、同居人の変更は認めませんので、申込書の記入には十分注意してください。
なお、婚約者との申し込みの場合には、婚約者の氏名等も忘れずに記入してください。
- (4) 既に町営若者住宅に入居されている方は、申し込みはできません。
- (5) 入居が決定した場合、手続きにおいて保証人2名の実印と印鑑証明書が必要となります。

3 申し込み受付期間

- ・令和7年10月6日（月）から令和7年10月31日（金）
- ・受付時間は午前8時30分から午後5時まで（ただし、土曜日と日曜・祝日は除く。）
- ・受付場所

〒198-0212

東京都西多摩郡奥多摩町氷川215-6

奥多摩町役場 1階 子育て定住推進課 若者定住推進係

※申し込みは、持参および郵送にて受け付けます。

※結果については、直接ご本人に通知します。

4 申し込みに必要な書類

- ① 町営住宅使用申込書（様式第1号）（町所定のもの）
※氏名は戸籍上のおり書いてください。
- ② 町営住宅入居実態調査表（町所定のもの）
- ③ 主な収入に係る住民税課税証明書と滞納がないことを証明する納税証明書（最新のもの）
※申込者及び収入のある同居親族全員分を提出してください。
- ④ 世帯全員の住民票の写し（世帯主氏名表示、世帯主との続柄の表示、本籍の表示が記載されたもの）
※請求しないと記載されませんのでご注意ください。
- ⑤ 町外に住所のある方は在職証明書、勤務先を証明する書類を提出してください。（世帯内就労者全員）
- ⑥ 貸家、アパート等に住んでいる方は家屋賃貸借契約書の写し
- ⑦ 町営若者住宅入居希望調書（町所定のもの）（複数募集物件がある場合のみ）
- ⑧ 町営若者住宅入居候補者調査票（町所定のもの）
- ⑨ 自治会加入同意書・消防団への情報提供同意書
※その他提出された書類だけでは不十分な場合、この他にも書類を提出していただくこともありますので、あらかじめご承知おきください。
- ⑩ 婚約者とともに、この住宅に応募する場合は、誓約書を提出してください。

5 今後のスケジュール

- ① 申込期間（令和7年10月6日～令和7年10月31日）
- ② 内覧可能日時（令和7年10月6日～令和7年10月31日 / 8時30分～17時00分まで）
※内覧をする場合、子育て定住推進課 若者定住推進係までご連絡ください。（予約制）
- ③ 入居者選考（令和7年11月上旬～11月中旬）
- ④ 入居者決定通知（令和7年11月中旬～11月下旬）
- ⑤ 入居手続（令和7年12月）
※入居手続では2人の保証人が必要となります。
- ⑥ 入居開始（令和7年12月頃）
※原則として入居許可日から15日以内に住所を異動し、使用開始してください。
※上記のスケジュールは予定ですので、日程は前後する場合があります。予めご了承ください。

《注意事項》

- （1）町営若者住宅の入居期間は世帯主（年齢が30歳以下の場合は12年以内、40歳以下の場合は10年以内、50歳以下の場合は7年以内となります。ただし、町長が特に必要と認めるときは3年を限度に入居期間の延長が可能です。（この場合、住宅使用料が割増となります。））
- （2）町営若者住宅を退去後、町営若者住宅への再度の申し込みはできません。
- （3）入居の際、申し込み世帯員全員（同居人がいる場合は同居人全員）が、同時に入居することとします。
- （4）申し込み後は、同居親族の変更（出生、死亡を除く）及び婚約者の変更、同居人がいる場合は同居人の変更は認めません。
- （5）婚約者とともに、この住宅に応募する場合は、誓約書を提出していただきます。
- （6）他人の迷惑となるようなペット飼育はご遠慮願います。
- （7）駐車場の使用期間は、当該住宅の使用期間内です。駐車場の駐車場所は指定となります。また、駐車場及び専用物置スペース内での盗難、事故等については使用者の責任によるものとします。
- （8）現在、税金等を納められていない方は応募ができません。
- （9）入居を開始したときは、所在地の自治会に加入し、自治会の活動をはじめ、地域活動へ積極的に参加してください。
- （10）奥多摩町消防団への参加（入団・協力）に努めてください。
- （11）定住化対策事業を重点事業としているため、町から依頼する取材やPRなどご協力をいただきます。

6 お問い合わせ先

若者住宅（建物）・定住に関する問い合わせおよび申込書の提出先

子育て定住推進課・若者定住推進係 0428-83-2310（直通）

義務教育（小・中学校）に関する問い合わせ

教育課学務係 0428-83-2246（直通）

場所は奥多摩町役場（最寄駅：JR青梅線 奥多摩駅）

0428-83-2111（代表）

奥多摩町氷川215番地6

保育園・子育て（子どもと家庭の総合相談・子育て支援助成金・児童手当等）に関する問い合わせ

子育て定住推進課・子育て推進係 0428-85-2611（直通）

場所は子ども家庭支援センター・古里出張所（最寄駅：JR青梅線 古里駅）

奥多摩町小丹波108番地

母子保健に関する問い合わせ

福祉保健課・健康係 0428-83-2777（直通）

場所は保健福祉センター（最寄駅：JR青梅線 奥多摩駅）

奥多摩町氷川1111番地